

「令和 8 年度大阪府域デジタルプロモーション推進事業委託業務」に係る
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務名 令和 8 年度大阪府域デジタルプロモーション推進事業委託業務

2. 業務目的

2025 年の来阪外国人観光客は 1,700 万人に達したと推定され、過去最高を見込んでい
る。また、2025 年 4 月より開催された大阪・関西万博には、海外から約 150 万人、国内を合わ
せると 2,900 万人を超える来場があった。一方で、来阪外国人旅行者の約 8 割が大阪市内にと
どまり、府域市町村への周遊促進が課題である。

令和 7 年度に開始した本事業では、大阪観光局（以下、当局という。）が府域市町村と連
携して、観光資源の発掘、旅行商品造成、観光コンテンツの発信等の効果を最大化し、観光 DX
を用いたプロモーション等を強化することで府域への誘客と消費拡大を図ることを目的としている。令
和 7 年度は WEB サイト「Discover OSAKA」を構築し、海外 OTA での情報発信等を行ったと
ころである。

令和 8 年度においても引き続き、来阪外国人の約 4 割がピーター層であることを踏まえて、府
域市町村と連携して、WEB サイト「Discover OSAKA」や海外 OTA での情報発信を行い、更な
る旅行者の定着化を進めることで府域全体への観光効果の波及を目指すものである。

3. 業務内容

※具体的内容については、「（別紙 1）令和 8 年度大阪府域デジタルプロモーション推進事業委
託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

4. 契約上限金額

金 216,227 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

なお、本募集は、大阪府議会における令和 8 年度予算の議決前の準備行為として実施するも
のであり、議会において予算の否決または本募集に係る予算の減額があったときは、契約を締結し
ないことがある。この場合、応募等に要した費用を本局に請求することはできず、応募者の負担とす
る。

5. 履行期限 契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

6. 履行場所 大阪観光局が指定する場所

7. 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契

約金額以外一切の費用を負担しない。

8. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

契約内容は、発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書等に基づき決定し、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

公益財団法人大阪観光局契約規程 第24条第1項第2号該当。

(4) 再委託について

- ① 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- ② 受注者は、上記①に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- ③ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して情報の守秘、適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- ④ なお、再委託の相手方は、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

9. 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 直近3年以内に、三大都市圏における類似業務の実績を有すること。なお、類似業務とは、「観光商品販売サイトの保守運用」を主とする業務実績とする。三大都市圏は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県の8都府県を指す。
- (2) 直近3年以内に、国内市町村と連携した観光・体験商品の造成と、オンラインでの販売の実施実績を有すること。
- (3) 直近3年以内に、市町村と連携した観光分野におけるAIレコメンド等の実証・効果検証の実施実績を有すること。

- (4) 第 1 種または第 2 種旅行業の登録を受けていること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 直近 1 か年において、本店所在地の都道府県税、市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 企画提案時において、大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (8) 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (9) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (10) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

10. 応募に関して

(1) スケジュール

公募開始	2026 年 2 月 24 日（火）
募集要項等の配布期間	2026 年 2 月 24 日（火）～3 月 23 日（月）
質問受付開始	2026 年 2 月 24 日（火）
質問受付締切	2026 年 3 月 9 日（月）13 時
質問回答予定	2026 年 3 月 11 日（水）
参加申込書類の提出期限	2026 年 3 月 16 日（月）
参加資格確認結果通知	2026 年 3 月 17 日（火）
企画提案書類の提出期限	2026 年 3 月 23 日（月）
書類審査	2026 年 3 月 25 日（水） 予定
書類審査選定結果通知	2026 年 3 月 25 日（水） 予定
プレゼンテーション審査	2026 年 3 月 26 日（木） 予定
選定結果通知	2026 年 3 月 27 日（金） 予定
契約締結・事業開始	2026 年 4 月 1 日（水）以降

(2) 質問について

- ① 質問は、「質問書」（様式 5）に記載し、本募集要項項番 13 の提出先まで電子メールで提出すること。メール以外の方法では受け付けない。
- ② 電子メールの「件名」に「【質問】令和 8 年度大阪府域デジタルプロモーション推進事業委託業務」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後は、必ず到着の有無を本募集要項項番 13 の問い合わせ先宛に電話をすること。
- ④ 受け付けた質問に対する回答は 2026 年 3 月 11 日（水）までに大阪観光局ホームページで回答を行う。質問がない場合は掲載しない。

(3) 参加申込書類の提出

① 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 1）
- (イ) 類似業務の実務実績申告書（様式 3）
- (ウ) 旅行業登録申告書（様式 6）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（任意様式）
- (オ) 定款（写し）
- (カ) 登記事項証明書（写し）
- (キ) 会社の財務諸表（直近 1 期分）
- (ク) 代表者の印鑑証明書（写し）
- (ケ) 国税及び地方税の未納のない旨の納税証明書（写し）
- (コ) 会社概要(会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上、従業員数、主な業務内容等)
- (サ) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式 4）

※（オ）から（コ）迄の書類については令和 7・8・9 年大阪府競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出不要。但し、この場合は、入札参加有資格者名簿情報の写し（申請者部分）を添付すること。

② 提出期限

2026 年 3 月 16 日（月）

※提出書類が揃っていない場合、不備がある場合は受付できない。

③ 提出方法

提出の 1 営業日前までに本募集要項項番 13 の提出先に事前連絡を行い、持込予約を行うこと。また提出に際しては、指定時間に本募集要項項番 13 の提出先まで提出書類を持参すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

通知方法及び通知時期

全ての参加者に対し 2026 年 3 月 17 日（火） 予定

(5) 企画提案書類の提出

応募の際は本募集要項のほか「仕様書」の内容についても十分理解のうえ参加すること。

① 提出書類

- (ア) 企画提案書（任意様式・横型・A4 サイズ 20 ページ程度）
- (イ) 企画提案書の要約版(A3・横型・1 枚)

(ウ) 上記、(ア) 企画提案書 (イ) 企画提案書の要約版の正本・副本の PDF データ (電子メールで提出)

② 企画提案書に盛り込む事項

企画提案書には、以下の内容を必ず盛り込むこと。要件を一つでも満たしていない場合は、失格となる。

(ア) 業務の内容に関する具体的な企画案

A) 事業全体の企画方針

- 本事業の目的 (市町村観光コンテンツの認知獲得および消費拡大) に対する基本的な考え方
- 観光サイト、記事、プロモーション、商品造成・販売を一体的に展開するための全体方針

B) WEB サイト更新・運用管理に関する提案

- WEB サイトの更新・運用管理体制および実施方法
- AIレコメンド機能を活用した記事・コンテンツ掲載および運用方法の考え方

C) 市町村観光コンテンツ認知向上に関する提案

- 観光コンテンツ選定に関する提案
主に訪日外国人旅行者を対象とした商品造成を見据えた観光コンテンツの選定方針
- ターゲット分析に関する提案
国・地域別、興味関心、旅行動機等を踏まえたターゲット設定の考え方
- 記事制作に関する提案
観光コンテンツの魅力を効果的に伝える記事構成・編集方針
- 新規カテゴリーテーマに関する提案
WEB サイトに新たに制作するブランディングページのテーマ
- 認知拡大のためのデジタルプロモーションに関する提案
記事コンテンツを活用した SNS 広告等のデジタルプロモーション施策

D) 市町村観光コンテンツ販売支援に関する提案

- 商品造成に関する提案
観光コンテンツを旅行商品として造成する際の考え方および手法
- 商品販売に関する提案
海外 OTA への掲載方針および掲載までの進め方
- 消費拡大のための OTA プロモーションに関する提案
即時予約可能な商品を対象とした海外 OTA 内でのプロモーション施策

E) 効果検証および改善に関する提案

- 効果測定方法および結果を踏まえた改善・フィードバックの考え方

(イ) 業務実施体制予定人数を含め、担当業務ごとに詳細に記載すること。

(ウ) 作業行程

・業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

(工) 再委託等の予定

・再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には予め発注者の承諾を得る必要があるので留意すること。

(オ) 法人の概要等

・資本金、従業員数、事業内容等

(カ) 参考見積及びその内訳（様式 2）

・経費見積もりは、それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。

③ 提出部数

企画提案書及び企画提案書の要約版 正本各 1 部、副本各 8 部

※ 副本には、記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

④ 提出期限

2026 年 3 月 23 日（月）

※ 提出書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付できない。

⑤ 提出方法

・提出の日の 1 営業日前までに本募集要項項番 13 の提出先に事前連絡を行い、持込予約を行うこと。また提出に際しては指定時間に本募集要項項番 13 の提出先まで提出書類を持参すること。

11. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、「審査表」（別紙 2）の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

- ① 業務の目的、内容について正確に理解し、適切な目標を設定した上で、当該目標の達成のために合理的と考えられる提案をしているか。
- ② 提案者の専門的な知識や類似業務の実施経験等は十分と言えるか。
- ③ 提案者が構築する実施のための組織体制は、提案している手法やメニューの実施を支える上で十分と言えるか。
- ④ 提案している手法やメニューは、利活用の利便性などの要素を有し、十分な効果が見込まれるか。
- ⑤ 提案している手法、メニューやその実施規模、経費見積（それぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした積算内訳とする。）は、費用対効果の観点に照らして妥当と言えるか。
- ⑥ 提案しているスケジュールは、開始から終了まで無理なく実現可能と言えるか。

(3) プレゼンテーション審査

① 実施日（予定）2026年3月26日（木）

② 実施場所

大阪府中央区南船場 4-4-21 TODABUILDING 心齋橋 5 階

公益財団法人 大阪観光局

※詳細は、企画提案書提出完了時に通知する。

③ 書類審査の実施

提案者が5者以上となった場合、選定委員会で書面審査を行い、優良提案者を3者程度選定する。

審査の結果は、全ての提案者に対し2025年3月25日（水）（予定）までに電子メールにて通知する。

④ 内容・方法等

(ア) 提出した企画提案書類をもとに、企画提案について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。

※プレゼンテーション審査にはモニターを利用しても良い。但し機材の不具合は保障しない。

※投影資料含め資料の追加・変更は認めない。

(イ) 1者あたり30分程度（うち説明20分程度、質疑応答10分程度）

※説明時間等については、変更する場合がある。

(ウ) プレゼンテーション審査を遅刻・欠席した場合は、選定から除外する。

⑤ 出席者

1社あたり3名以内とし、担当者に想定している者が出席すること。

(4) 評価について

① 全委員の評価合計点が最も高い者を受注予定者とする。

② 全委員の評価合計点が最も高い提案者が複数いる場合は、以下の順で受注予定者を選定するものとする。

(ア) 評価項目「業務実績・企業の専門性」の評価点が最も高い提案者

(イ) 評価項目「企画内容」の評価点が最も高い提案者

(ウ) 評価項目「実施体制・担当者の資質」の評価点が最も高い提案者

(エ) 評価項目「業務の目的・適切な目標設定」の評価点が最も高い提案者

(オ) 評価項目「費用」の評価点が最も高い提案者

(5) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

① 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

- ② 同一参加者が複数の提案を行うこと。(再委託を含む)
- ③ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ⑤ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑥ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ⑧ 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑨ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- ⑩ 見積書に記載の額が上記 4 の契約上限金額を超えているもの。
- ⑪ 発注者や本プロポーザルに対して不当な圧力や妨害行為があった場合。

(6) 選定結果の通知及び公表

- ① 通知方法及び通知時期
全ての参加者に対し 2026 年 3 月 27 日（金） 予定
- ② 公表方法、公表時期及び公表内容
当局のホームページにおいて、選定結果に関する情報を 2026 年 3 月 27 日以降に公表する。

(7) 応募者が 1 者または無い場合の取扱い

応募者が 1 者の場合であっても審査を実施する。ただし、審査した結果一定の基準を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。また、応募者がいない場合は、本プロポーザルを中止する。

12. その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様書に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおりに実施するものではない。関係機関等との調整により、実施不可能になる可能性がある。
- (4) 提出された全ての書類及びデータ等は返却しない。

- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定用以外の参加者に無断で使用しない。
(大阪府情報公開条例に基づく公開を除く。)
- (6) 提出期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (7) 参加申請後に大阪府入札参加停止要綱に基づく停止措置又は、大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、評価合計点が上位であった者から順に契約交渉を行う。次順位以下となった参加者において、評価合計点が上位の者が複数いる場合は、11（4）と同様の順で契約交渉を行う。

13. 提出先、問合せ先

担当：公益財団法人 大阪観光局 マーケティング戦略部 マーケティング担当

住所：〒542-0081

大阪市中央区南船場 4-4-21 TODABUILDING 心齋橋 5 階

電話：06-6282-5909

E-mail：marketing@octb.jp

9 時～17 時まで（平日 12：00～13：00 と土曜日・日曜日・祝日を除く。）

14. 関係資料等

【別紙 1】令和 8 年度大阪府域デジタルプロモーション推進事業委託業務 仕様書

【別紙 2】審査表

【様式 1】公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書

【様式 2】見積書

【様式 3】類似業務の実務実績申告書

【様式 4】暴力団等の排除に関する誓約書

【様式 5】質問書

【様式 6】旅行業登録申告書